

○司会（遠藤）

パネルディスカッションの前に、まず本日御臨席の御来賓の皆様を御紹介させていただきますと思います。

裁判員制度は、平成21年5月21日の施行から、本日でちょうど10年の節目を迎えます。この間全国で約1万2000件の裁判員裁判が実施され、およそ9万人の国民の皆様が裁判員等として御参加いただきました。裁判員制度がこれまで順調に運用されてきたのも、先ほど共催者のほうからの御挨拶にもございましたとおり、御参加いただいた国民の皆様のみならず、その環境を整備していただきました関係団体の皆様のお力添えによるものと考えているところでございます。

そこで、ただいまより本日御臨席の関係団体の皆様を御紹介することを通じて、改めて制度への御理解、御協力に感謝申し上げたいというふうに思います。

〔来賓紹介：団体名のみ記載〕

全国知事会様

全国市長会様

全国町村会様

一般社団法人日本経済団体連合会様

公益社団法人経済同友会様

日本商工会議所様

日本労働組合総連合会様

日本司法支援センター様

○司会（遠藤）

それでは、パネルディスカッションに入りたいと思います。

「裁判員制度のこれまで、そしてこれから」と題して議論をしていただきます。

○司会（和田）

本日は、裁判員裁判に参加した率直な御意見、御感想をいただくべく、2名の裁判員経験者の方々にパネリストとしてお越しいただきました。

また、司会は、東京大学大学院法学政治学研究科教授・川出敏裕先生にお願いしております。

○司会（遠藤）

それでは、川出先生に引き継ぎたいと思います。川出先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○川出敏裕東京大学大学院教授

それでは、パネルディスカッションを始めたいと思います。



井上先生には、制度の生みの親の立場から御講演をいただきました。ここからは、誕生した制度の実際の担い手となった方々による意見交換を行いたいと思います。

先ほども御紹介がありましたように、現在までに9万人を超える方々が、裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加されています。裁判員を経験した方々へのアンケートの結果によりますと、大部分の方が裁判員として参加したことをよい経験と感じたと答えておられ、裁判員制度は概ね順調に運用されていると評価されています。それとともに、裁判員制度は刑事裁判自体を大きく変えたと言われております。

その一方で、国民の大半はまだ裁判員裁判を経験していないわけですし、裁判員制度自体も発展途上の面がありますので、今後、裁判員制度をさらに定着、発展させていくためには、法曹三者による取組と合わせて、関係団体

との連携を進めていく必要があると考えられます。

そこで、このパネルディスカッションでは、本日、裁判員制度が施行から10年を迎えたことを契機に、これまでの成果を確認するとともに、制度をさらに定着させていくための方策について、裁判員経験者の方々の意見を伺いながら考えていきたいと思います。

今回のシンポジウムのタイトルにあわせまして、まずは「裁判員制度のこれまで」として、裁判員制度の導入から10年が経過し、刑事裁判がどう変わったのか、そしてこの間、実務においてどのような取組をしてきたかについて、裁判員裁判の実務を担当している法曹三者に紹介してもらうとともに、それが裁判員にどう受けとめられているかについて、裁判員経験者の方に伺いたいと思います。

そして、その後に、「裁判員制度のこれから」として、裁判員裁判をより良いものにしていくとともに、より多くの方々に裁判員裁判に参加していただくために、今後、どのような点に力を入れていくべきかについて意見交換を

行うという順序で進めたいと思います。

それでは、初めに、パネリストの皆様から自己紹介をお願いできますでしょうか。

○伊藤雅人東京地裁所長代行

東京地方裁判所刑事部

所長代行の伊藤と申し

ます。私は刑事裁判官

ですが、裁判員裁判の経

験はそれほどなくて、これまで20件ぐらい裁判長を務めた程度です。どちらかというと、裏方から裁判員裁判を支援してきたと、こういう立場になります。

今日は裁判員経験者の方、お二人とお話しできるのを大変楽しみにしてまいりました。よろしく願いいたします。

○和田澄男東京地検公判部長

東京地方検察庁公判

部長をしております和

田でございます。私自

身、公判部長という立

場で日々裁判員裁判に関与しております。

本日、裁判員裁判は始まってから

10周年ということですが、裁判員裁



判は検察官にとりましても制度開始当初のような特別な裁判というわけではございませんで、日々、公判準備、公判立会を進めている刑事裁判手続の一つとして定着してきているのではないかというふうに思っています。

検察官として、よりよい主張立証、分かりやすい主張立証をすることによって、今後、制度のほうにより良く発展していけばいいなというふうに考えているところでございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○宮村啓太弁護士

弁護士の宮村と申しま

す。本日はよろしく願

いいたします。

私は、裁判員法が施行さ

れる前後を通じて、日弁連や第二東京弁護士会で、刑事裁判についての情報を集約し、そして弁護活動の在り方を検討することに取り組む、そのような組織に所属してきました。

現場でも、この10年間を通じて裁判員裁判を含めて刑事裁判の弁護人を担当してきました。裁判員裁判は、弁護活動の在り方の変革を改めて迫られ



る契機になったと感じています。本日は裁判員裁判を巡ってそれぞれの立場から議論できればと思います。

○経験者A



ふだんはサラリーマンをしております。今日、こういう場に初めて出て、少し緊張していますけれども、

経験したことを伝える立場として、お話しさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○経験者B

昨年の10月に裁判員制度を経験させていただきました。その当時は妊娠8か月でして、



12月に出産しましたので今4か月の子どもがいます。今日は、この会場の外で母親が面倒を見てくれています。

本日は、こちらのシンポジウムに参加させていただけるということで、ぜひ一国民としての意見を述べさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、まず、最初の柱である「裁判員制度のこれまで」について話を進めていきたいと思えます。井上先生の御講演の中では、裁判員制度が導入されたことによって特に公判審理が大きく変わったという指摘がなされていきました。それぞれのお立場から、刑事裁判が実際にどう変わったかという点について、お話をいただけますでしょうか。

○伊藤代行

目に見えて変わったことのほかに、見えづらいけれども実は大きく変わりがつつあるんじゃないかということがあるように思えます。

まず、目に見えて変わったことのほうですが、これは先ほど井上先生の御講演の中でも話がありましたように、刑事裁判が分かりやすいものになったということです。この点は、すでに井上先生が的確にお話されたとおりで、繰り返しません。

ここでは、目に見えづら



いけれども重要な変化ではないかと私が感じていることについて若干お話し

せていただこうと思います。

それは、法律専門家、つまり裁判官や検察官や弁護士が、一般の方を相手に訴訟活動する、あるいは一般の方と一緒に評議したり、判決したりする、そういう制度的な変更があったことによって、法律専門家の側の物の考え方自体が少しずつ変わりつつあるのではないかということなのです。当たり前のことですが、裁判員制度の下では、法律専門家も専門家の常識の中だけで物事を考えているのでは足りなくなってきました。一般の方はどういうふうに考えるんだろうかということを常に意識するようになったということです。

裁判官の場合で言いますと、評議において裁判員の方たちといろいろ議論をしていると、その過程で職業裁判官特有の思い込みやバイアスに気づかされるということがままあります。裁判員の方たちとみんな議論をして、みんなが納得できる結論、理由付けを探すと、こういう作業を繰り返していると、裁判官だけで判決をしていたときよりも、より積極的な理由に基づく判決、あるいは深みのある判決を書け

たと実感することもよくあります。これらは実際に多くの裁判官が経験していることです。そのような経験が重なりますと、裁判官の事実認定や量刑に対する考え方自体に変化が生じることはむしろ自然なことのようには思われません。この点は、裁判員制度の導入の趣旨との関係で、非常に重要なことだと思いますけれども、外から御覧になっていたのでは、あまりよく分からないことかなと思いましたので、最初に御紹介させていただきました。

○和田部長

検察官の立場からこの10年を振り返ってみますと、やはり主張立証の在り方が裁判官裁判時代とは大きく変わってきた、非常に分かりやすさ、裁判員の皆さんに分かっていただくということを意識した主張立証を行うようになってきたということが言えるんじゃないかと思います。



例えば、冒頭陳述におきましては、経験者の皆様は見ていただいたかと思いますが、一覧性のあるメモに基づきまして、事案の

概要，時系列，争点，着目すべきポイント等をお示しいたしまして，これから実際に見聞きしていただく証拠調べのほうにスムーズに入っていただけるように，そういう形での冒頭陳述を行うようになりました。

また，証拠調べの中におきましても，立証上の必要性というのを非常に考えるようになってまいりました。例えば，裁判官裁判時代でしたら，多数の証拠を出してその中から必要な事項を裁判官に記録を読んでいただいて確認をしていただくということをしていたかと思うんですが，裁判員裁判になりますと実際に法廷の中でその書証等の内容も御説明しなければいけないという形になります。ですので，多数の証拠の中から立証に必要な事項を取りまとめて，統合捜査報告書という形にまとめて，それを実際の法廷で説明をさせていただきますと，こういう形でやっております。

また，実際に事実を正確に認定していただくためには，例えば凶器等の証拠物，あるいは現場写真，もしくは防犯カメラに犯行状況等が映っている場

合がございますが，そういう動画の映像等につきましても，直接裁判員の皆さんに見ていただく必要がある場合も出てまいります。検察官として，そういう証拠について，立証上，どの程度必要かということ十分に考えまして，証拠調べ請求を行うようにしております。

さらに，論告求刑の中でも，特に被告人にどういう刑罰を科すかということについて，検察官の意見を述べさせていただくのですが，過去の同種事案の量刑傾向を踏まえまして，今回の事件がその中でどういう位置付けにあるのかということできるだけ丁寧に説明をし，検察官の求刑が適正であることを裁判員の皆さんに御理解いただくという形でいろいろ工夫をしているところでございます。

もちろん，裁判員裁判は，まだ10年ということでございますので，まだまだ運用上の課題等も残っているかと思えますけれども，これからもそういうことを意識しながら現場の検察官としてはやっていきたいと考えているところでございます。

○宮村弁護士

私たちの弁護活動がどのように変わろうとしてきたのかをお話しします。

まず、外から見える変化としては、法廷で説得する技術を身につけようと努力してきました。裁判員裁判が始まるまでの刑事弁護という、とにかく書く技術に力点が置かれがちで、研修は座学で行われ、弁論要旨と題する書面をどのように書くかに力点が置かれることが多々ありました。裁判員裁判ではそのような弁護活動は通用しないことが明らかになりましたので、法廷の中でいかに説得するか、そのための技術をいかに身につけるかについて、この10年、いや、裁判員法が施行される直前頃から私たちは努力をしてきました。

具体的には、実演型の研修に全国で取り組んできました。他の参加者の前で実際に弁論や尋問を実演して、そして他の参加者の前で講師からコメントを受け、その後には、ビデオで録画された自分の実演のスタイルを自分の目で見て、どう改善すべきかを確認する、そのような研修に取り組んできま

した。



また、必ずしも外からは見えない変化としては、法廷が始まる前に説得の論拠をしっかりと確立して、場当たりのではなく一貫した訴訟活動をする努力をしてきました。裁判員裁判に取り組むに当たって、ケースセオリーという言葉が弁護士会ではよく使われるようになりました。そのケースで求める結論をどのようなセオリーで勝ち取るのかについて、法廷が始まる前に一貫した説得の論拠をしっかりと確立して、その上で法廷に臨もうと、こういうことを議論してきました。

ですから、最終弁論が終わった段階で、結局、あの弁護人は何であんな尋問をしたのだらうと思われるような、そんなことはあってはならないと考えて、取り組んできました。

それでは、十分に変わってきたかといえば、まだ課題が残っています。先ほどの井上教授の御講演の中でも、法曹三者それぞれの活動の分かりやすさについてのアンケート結果が紹介され

ましたが、弁護人の活動が分かりやすかったという評価は十分高くはないのが実情です。まだまだこれから変わっていく必要があると考えています。

○川出教授



ありがとうございました。法曹三者いずれの立場からも裁判員制度が導入されたことによ

って、刑事裁判が変わったというお話があったわけですが、裁判員経験者のお二人は、裁判員として参加する前と実際に参加した後で、刑事裁判に対する印象が変わったということはありませんか。

○経験者A

先ほど、辞退者が年々増えているという話がありましたが、私は、裁判員裁判に非常に興味があり、ぜひとも選ばれたいと前から思っていました。母が、裁判員候補者になったものの、最終的に裁判員には選ばれず非常に残念がっていました。裁判員に選ばれ実際に法廷に立ったときには、一瞬にして緊張が走りまして、プロでない自分が果たして判断して判決まで進めて

いっていいのかなと思いました。

ただ、それから実際に裁判が進んでいく中で、分からないことがたくさんありましたけれども、例えば検察官の資料は非常に分かりやすく、カラーで、時系列も示され、本当に良い資料でした。

そして、実際に評議室に入ったときも、その資料を見れば、もう一目瞭然でどんな事件だったかを振り返られるような、非常に分かりやすい説明をしていただいたと思っています。

○経験者B

私も同様で、裁判員制度というものにとっても興味を持っておりました。

ただ私は、選任された際に妊娠8か月でして、ちょっと体のほうが重かったので、正直参加するかどうかしようと思ったのですが、人生の経験として、被告人ですとか被害者の方の人生を考えるとすることは、すごく良い経験になるというふうに思いました。それで、参加をさせていただきました。

参加する前にはもちろん不安もありました。例えば、提出された資料などに目を通したときに自分がどういう気

持ちになるかは、実際にそれを見てもないと分からないので、不安ではありませんでした。

さらには、ある人生を私を含めみんな決めていくということの責任を負うということが、怖くもあり、恐ろしいとも思ってしまっただけなのですが、実際に参加してみると、事件についていろいろな経緯があり、様々な方が携わっていて、それを考えるというすごく良い経験をさせていただけたと思って、本当に参加させていただいてよかったと、皆さんも選任されるチャンスがある場合には、ぜひ参加していただきたいというふうに本当に心から思いました。

○川出教授

先ほどお話がありましたように、裁判員裁判の下で公判審理の在り方が変わった最大の理由は、裁判員の方に分かりやすい審理をしなければならないという点にありました。実際に参加されて、検察官、弁護人による主張立証、証拠調べは分かりやすかったですか。

○経験者A

非常に分かりやすかったと思います。難しい言葉についても、裁判官から教えていただきましたし、我々裁判員の質問に対して本当に分かりやすく、また事例も含めて教えていただきました。それから、実際、裁判の中でも検察官や、弁護士の方も非常に言葉を選んで説明していただいているというのを感じました。



ですので、特別な法律的な知識がなくても、どういふことを言われているのか、どう進めていくのかを、理解しながら進めていけたというのを実感しております。

○経験者B

本当に分かりやすかったと思います。例えば、ある程度裁判が進みまして、裁判員と裁判官で評議をする際に、結構いろいろな話し合いをしました。その時も自分でその罪に対して意見が言えるかという不安があったんですけども、自分が考える一般的な意見を提示し、それに対して裁判官の方々や、他の裁判員の方が意見を言ってくださって、本当に知識のない私でも意見が

取り入れてもらえると感動したのをすごく覚えています。

○川出教授

Aさんは、評議についてはいかがだったでしょうか。十分に参加できたとお感じになりましたか。

○経験者A

私が携わった裁判では丸一日評議に費やしたのですが、本当に闊達な意見が出まして、裁判官3名、我々裁判員6名と補充裁判員の方2名で合計11名が何が最良なのかという答えを導くために、1日、本当に真剣に向き合って話しました。途中、この1日で果たして終わるのかなと思うぐらい白熱した議論になりましたし、11名それぞれ考え方が同じ部分もあるのですが、違う部分もあります。みんなが意見をぶつけ、交換し合い、納得し、また今までの判決の事例のデータも見せていただきながら、最終的にみんなが納得する結論に至ったと思っております。

○川出教授

証拠調べは分かりやすかったし、評議についても十分意見が言えたということですが、その上で、裁判では、犯

罪事実を認定し、刑を決めるということになります。これまでは法律家である裁判官のみで行ってきた事実認定と量刑を裁判員の方にも関与していただいで行うことになったわけですが、実際にそれを経験されてみて、負担を感じたとか、判断が難しいと感じたといったことがありましたでしょうか。

○経験者A

負担という点は特にございませんでした。

ただ、参加したときに、考え方の違いに、はっとしたことがありました。それは犯した罪について裁くのだということです。参加する前は、量刑について刑務所に入れるとか、実刑で反省をしてもらおうということを中心に考えていました。私が携わった事件では少し精神障害をお持ちの方が被告人で、裁判員からすると、犯罪を犯した本人に反省をしてもらいたいと思ってしまう部分が実はあったんですが、その被告人の方は、そういった精神疾患があるということで、私は悪かったという反省の言葉が余りないんです。また、自分の犯したことを法廷で率直に発言

するんです。最初は、反省していないから刑を重くしなければならない、服役させて反省してもらおうとかという思いがあったんですけども、裁判官の方々などと議論する中で、そういう判断ではないんだと、方向性を導いていただけたのは非常にありがたかったと思いますし、量刑の判断というのはそういうものなのだと実感しました。

○経験者B

私も公平に裁くという事は本当に難しいなというふうに思いました。その罪に対して刑を科すということが、初めは前科があったり、御自身の精神の状態など本件に関係するたくさんの方の事情を踏まえて刑を決めるというふうに私も勝手に思っていました。私が参加した裁判の際に、裁判長の方が話していたのは、大事なものは、犯してしまった罪に対しての刑を決めるということだということでした。私は、例えば被告人の方の家族の関係や育ってきた環境も量刑に関係があるというふうにどうしても思ってしまうし、見た目なども気にな



ってしまい、罪に対して向き合うということがすごく難しいと同時に、平等に考えるということが一番に考えるということが大事なんだと肌で感じました。

○川出教授

前半部分の最後になりますが、審理、評議を通じて、もう少しこうしてほしいかといった御要望はありませんでしょうか。

○経験者A

私は十分でした。

ただ、翌日に判決という日程を組まれており、丸一日ぎりぎりまで、夕方の結構遅くまでかかりましたので、果たしてこれで結論が出なかったらどうだったんだろうと思いました。

○経験者B

現実的には難しいかもしれませんが、裁判をする際に被告人や被害者の方の情報というのは結構明らかになっていたのですが、私たち一般人ですと、どうしても弁護士の方ですとか検察官の方のおっしゃる内容や立ち位置というものについて理解が浅い部分がありますので、事前に説明していただければ

いたのですが、より詳しく説明していただくと、もっと理解が深まるのではないかと思います。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、最初の柱の話は終えまして、二つ目の柱である「裁判員制度のこれから」という話題に入りたいと思います。

まずは、裁判員裁判をより良いものとするという観点から、現在、どのような課題があり、それにどのように取り組んでいくかという点を取りあげたいと思います。先ほど、裁判員経験者の方から御指摘がありました、もう少しこうしてほしいという御要望へのコメントも含めて、これまでの取組を踏まえつつ、今後法曹三者においてどのような取組を行っていくべきとお考えになっているのか、それぞれその立場からお話しいただけますでしょうか。

○伊藤代行

Aさんから、判決の日程が決まっている中で、予定された時間内



に結論が出なかったらどうなるんだろうかと思ったという趣旨のご発言がありました。まず、この点についてコメントします。審理の予定の立て方の問題ということになりますけれども、制度施行当初は、現在よりびっしりと余裕のない日程を立てていたんですね。1日目に審理をして、2日目に評議、3日目に判決とかですね。審理に5日かかる場合も1週間続けてやるとかですね。そういうやり方をしていると、時間が足りない、もっと十分議論したかったとかいうことをおっしゃる裁判員の方も出てくるわけです。あるいは5日間も連続して拘束されたのでは社会生活が成り立たないんだというようなことを言われたりもします。この点は、現在も、試行錯誤しているところでございます。例えば、5日間の審理予定であれば、月曜日から金曜日まで連続して入れるのがいいのか、例えば月火水と入れて、木金休んで次の週に月火と分けて入れた方がいいのか、各裁判体が事件ごとにいろいろと工夫しながら進めているところだと思います。

いずれにせよ、議論する必要がある事柄については十分な議論ができるだけの時間を確保する必要があると思っています。時間がなかったので十分な議論ができなかったという事態は避けなければなりません。審理予定を立てる際には、そういったことも含めていろいろなことを考慮していますということで御理解いただければと思います。

次に、Bさんのご発言にあった、検察官、弁護人の立ち位置についてです。検察官の立ち位置は割と分かりやすいと思うのですが、弁護人の立ち位置というのは、実は結構難しいんですよ。弁護士さんが何であんなことを言うんだらうかといった感想は、裁判員の方からしばしば聞かれるんですけど、被告人との関係があるので、弁護人としては説明できないこともあると思います。そういう場合、私などは、例えば、弁護士さんは被告人の弁護をするのが責務です、もしかしたら弁護士さん自体も、この事件でこんなこと言うのはどうなのかなと思って、被告人がどうしてもそう言ってくれと言え言わなきゃいけない場合もあるんですよ、

というようなことを説明するようにしていました。説明の仕方はもう少し考えた方がいいかもしれません。

お二人のご指摘と離れて、裁判員制度のこれまでの10年間を振り返りますと、裁判員・補充裁判員を務めていただいた方はもとより、候補者として選任手続にご参加いただいたすべての皆様のご理解とご協力のおかげで、当初の想定よりはるかに順調に運用されてきたと思っています。経験者の96%以上が良い経験だったとおっしゃってくれている、こんな制度はめったにないです。でも、同時に、現状で満足するのではなく、もっと良い制度にできないかという思いもあるのです。これも実はある裁判員経験者の方の発言に触発されてお話しするんですが、裁判員と裁判官の評議というのは、プロとアマの混成のオーケストラみたいなものではないかと思うのです。つまり、裁判官だけが音を出して裁判員の方に聞いてもらって、「ああ、なるほどいい音ですね。」と言われてるだけでは、裁判員制度を導入した意味がない。逆に、裁判員の方だけが意見を言って裁

判官が遠慮して物をしゃべらないというのも、やっぱり裁判員制度が予定している評議ではないと思うのです。裁判官と裁判員がそれぞれ自由に音を出して、その音がもしかしたら時には不協和音を生むかもしれませんが、全体としては、これまでよりもいい音楽になっている、説得性の高い音楽になっている、こういうのが裁判員制度の理想ではないかと思っているわけです。Aさん、Bさんのお二人が参加された裁判はその共演がうまくいったようですので、今日は安心してお話を聞けたのですが、全ての事件でそういう共演ができるように、裁判官はさらに研究を続けていかなければならないと思っています。

また、評議を充実したものにするためには、大前提として、審理が分かりやすいものになっていなければどうしようもないわけですので、今後も、検察官、弁護人と相談しながら、分かりやすい審理をさらに追求していかなければならないと思っています。

○和田部長



先ほど、経験者の方から、御担当になられた事件の中で精神障害が問題になった事件があったというお話があったかと思うんですけども、この精神障害が問題になっている事件というのは、やはり公判を担当する検察官としては、どのように分かりやすく裁判員の皆様に説明するかということに常に迷う事件でございます。もちろん、精神科医等の専門家証人の方が法廷に出てきて御証言いただくケースもあるんですけども、やはり専門的なワード、知識というのが前提になった形でのお話が多いので、それを、責任能力にどの程度影響があったのかということはどう論告等で説明するのかというのは常に迷っているところです。

精神障害の種類にもよりますが、要するに、その影響がどの程度今回の犯罪に影響があったのかという、責任能力の有無・程度の切り分けになるような点をできるだけ御提示をして、その点について御判断をいただくという形で論告を構成するというようなこ

とも行っております。もちろん、その前提として検察官側の証人として出ていただく精神科医等の専門家証人の方に最初から一問一答式で質問を進めていっても、なかなか分かりにくいということで、プレゼンテーションを最初にやっていただいて、全体の大枠を理解していただいた上で細かい点について質問していくということも、いろいろ工夫しているところではございますが、責任能力、精神障害等が問題になる事件については、それをどのように分かりやすく説明しようかということ、毎回悩んでいるところでもあります。

また、先ほど経験者の方から、犯してしまった罪に対して刑を科すということについて、なかなか最初はなじめなかったという御趣旨の御発言があったかと思うんですが、検察官の論告で情状等を説明する場合にも、行為責任と申しますか、その犯罪自体についての情状と、あと一般情状と申しますか、反省してないとか、そういうことを分けて説明するような形で工夫しております。

そうは申しましても、分かりやすい主張立証を行っていくためには、やはり実際の公判審理の中で問題となる争点を十分にあらかじめ絞り込んでおくことが必要不可欠な前提なのではないかというふうに思っているところでございます。そのためには、当事者であります検察官と弁護人が、公判前整理手続に時間がかかってしまいますと、なかなか証人の方に出廷していただけないとか、記憶が不確かになってしまうというようなこともございますので、公判前整理手続において、できるだけ早期に具体的な主張を提示し合って、そして手続を主宰されている裁判所のほうにおかれましても、できるだけそういう主張を早めに明らかにさせて、例えば、主張内容について求釈明等を行うことによって明確化していくということを行うことによって、その事件を審理するに当たって本当に必要な争点を早期に絞り込み、その争点を判断するに当たって必要な証拠を厳選していくということが今後も必要なのではないかというふうに思っています。今後も法曹三者で協力、連携し合いなが

ら、こうした争点整理や証拠整理の在り方を検討していくことが必要なのではないかと思っているところでございます。

○宮村弁護士



先ほど申し上げたように、私は、弁護活動の充実が今後も最大の課題だと考えています。

裁判員に選任された方はやはり緊張されていて、そして不安や怖さ、恐ろしさもあったというお話がありました。専門的な知識がないというだけではなく、そのような不安や緊張感を持って法廷に臨んでおられる方に対して分かりやすい説明と説得をしなければならないということだと思います。私たちは、ともすると法廷に慣れてしまっているため、不安を感じる感覚を失ってしまいがちですから、裁判員の方の気持ちに思いを致しながら訴訟活動をしなければならないと、そのようなことを考えながらお話を伺っていました。

今後のことを考えますと、先ほど井上教授から、ダブルスタンダード化の解消というお話がありましたが、弁護

士の立場ではそこにもやはり関心を持つところではあります。被疑者、被告人の権利、利益を守るのが私たちの職責ですから、裁判員裁判だけを特別と考えるべきではなく、裁判員裁判を契機として身に付けた技術が有効であると考えれば、それは裁判員裁判ではない事件の被告人の権利、利益を守るためにも広く押し進めていくべきだと考えています。また、そのような姿勢を持たないと、結局、弁護活動の充実は広がりを持たないのではないかと考えています。多くの弁護士にとっては、裁判員裁判の弁護人を経験するのはそんなに頻繁なことではありません。その点は検察官や裁判官との違いの一つであると思います。私も、弁護士の中では比較的多く刑事事件を扱っていますが、裁判員裁判事件を常に何件も担当しているというわけではありません。裁判員裁判ではない事件の弁護人を担当する機会のほうが圧倒的に多いです。ですから、裁判員裁判だけ特別なことをしているという意識で臨んでいたのでは、弁護活動の充実は広がりをもたないのではないかと思うのです。裁判員裁判を経

験していない弁護士には、裁判員裁判だけの話だとなれば、新たな技術を身に付けようとする契機にはならないわけですから、弁護活動の充実という観点からも、裁判員裁判だけのことではなく、広く刑事事件全般の弁護活動を充実させようとしていくことが重要であると、そのように考えています。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは、「裁判員制度のこれから」として取り上げるべきもう一つのテーマである、より多くの方々に裁判員裁判に参加していただくためにはどうすればよいのかという問題に移りたいと思います。井上先生の御講演の中でも、辞退率が上がる一方で、出席率が下がっているという御指摘がありました。また、国民の意識調査では、裁判員になることについては、一貫して消極的な方が多いという結果も出ています。

本日も出席されているお二人からは、先ほど、元々裁判員になってみたかったというお話がありましたので、その点は当てはまらないのですが、その上で、実際に裁判員として裁判に参加す

るに当たってどのような御苦勞があったかについてお聞かせいただけますでしょうか。

○経験者A

私はサラリーマンをしています。一昨年の11月に裁判員候補者のリストに載ったという連絡をいただきまして、それを社長に報告したところ、非常に名誉なことじゃないか、ぜひ頑張ってくださいという言葉いただきまして、私は裁判員になりたかったものですから、「よし」と思っておりました。年が明けて、夏前ぐらいに、選任をするので、来てくださいという連絡をもらいました。選ばれたので行きますという話を社長にしたら、少し曇った顔をするんです。名誉あることだと送り出してもらえないかと思っていたのでおかしいと思いました。実際の選任手続日の前日に、調べたところ、40人から60人ぐらい来る中から6名ないし8名が選ばれるので、選ばれることはないでしょうが、選ばれたらぜひ出させてください、でもきっと選ばれませんからということで行ったら、何と選ばれました。実際に選ばれて、選ば

れました、やらせてくださいと社長に報告したところ、仕事はどうするんだという話になってしまうんですね。

細かいところは省きますが、実際、裁判が始まって、途中、土日も挟みましたので休日出勤もしましたし、裁判が終わった後も会社に行き、夜遅くまで仕事をして、また翌日、法廷に参加するというようなことがありました。私もそうでしたが、会社に対して参加したいと説得するのが、実際に選ばれた本人しかいないというのが、少しハードルが高いかなと正直感じております。

選ばれましたということを知らせるような紙ベースのものは頂いていますけれども、例えば選ばれた者の会社に対して何か連絡していただくとか、終わった後、非常に役立ちました、ありがとうございましたというようなものがあり、私の言葉だけではない部分を何か伝えていただけたらいいのかなと少し思いました。

○経験者B

私は昨年の10月に裁判に参加させていただいたんですが、その際、通知

をいただきまして、それが9月だったんですね。私はもう自分で出るというふうに決めていたので、選ばれたら絶対に出ますと会社には伝えていました。

ただ、私が妊娠8か月でしたので、体が大丈夫かというふうに心配をされて、私自身は大丈夫ですというふうに話しました。実際、参加する時間は全然分からなかったのですが、まずはやってみるということが大事だと思いましたが、私の経験が私の娘にも伝わって、娘もそういうことに関心を持ってくれたらというふうに思っていたので、ある意味、お腹にいるときから教育の一環だったのかなと思っています。

ちょうど私が選ばれた9月に会社のほうでも裁判員制度に対するお休みの制度ができて、会社で私はその休みを使う第1号になったんですね。

会社としても、そういったことに理解があったので、私自身が出ますと話したところ、ぜひ行ってこいというふうに背中を押してもらいました。

そういう会社の制度ですとか、周りが裁判



員制度に対してプラスなイメージを持っているということがすごく大事ですし、私自身が出たいという意欲を示すことはすごく大事だなと思ったので、そうして本当によかったというふうに思っています。

○川出教授

今のお話の中にも少し出ていましたが、裁判員を経験した立場から、国民の皆様が裁判員裁判に参加しやすくなるためにどのような工夫や配慮が求められるかという点について、何か付け加えて御指摘いただく点がありますでしょうか。

○経験者A

そうですね。実際、裁判員裁判を経験した後も、10年という節目で報道でも大分取り上げられていますが、それでもまだこの裁判員裁判については、選ばれていない方は認識が薄いような気がしています。私も経験する以前はそうでしたけれども、どうしても自分たちの生活とは別のところであって、また裁判官、弁護士、検察官という、選ばれた優秀な方々の中で行われている、言葉を選ばずに言うと閉鎖的な部

分だと思っていましたし、今も若干、そういうところはあるのかなと感じています。

そういった興味・関心がある私でもそう思うのですから、偉そうなことを言うわけではありませんが、やはり経験をした私たちみたいな人の声が一番大事なのかなと思います。きっと裁判官、弁護士、検察官の方々が幾ら一般の人に伝えても、なかなか伝わりにくい部分がどうしてもあると思います。



データも出ていたが、9割以上の方々が経験してよかったと感じているその声を伝えていけば、もっとこれから選ばれる方々に伝わっていくのかなと思います。特に私は去年の9月に裁判員裁判を経験させていただいたのですが、その後すぐに経験者の声をいろいろな雑誌に載せるために協力していただけないかというお話もいただき、即答で、ぜひ協力させてくださいと言いました。ですので、経験後の早いうちに、次のステップとしてオーケーを出してくれる方々にどんどん協力してもらい

啓蒙していったら良いのではないかと
思っています。

○経験者B

今、Aさんがおっしゃったように、
経験者の声はもちろん大事だと思いま
すし、経験者が積極的に話をさせてい
ただくということが大事です。また、
私も出産して娘が生まれまして、もっ
と教育の現場に持ち込んではどうかな
というふうに思いました。今でもその
ような学校での出張講座などの活動が
あるというお話は伺いました。子ども
とか若い方は固定概念なく理解ができ
るということがかなり強みだと思いま
すので、例えば参加した人が自分の母
校に行って話をし、裁判員制度という
ものがあるということを伝えることで、
柔らかい頭に教育として落とし込める
のではないかなというふうに思ってい
ます。

参加するのは成人されて大人になっ
てからだと思いますが、若いうちから
裁判員制度に対する理解を深めていっ
て、制度の充実を図っていければいい
のかなというふうに思っています。

○川出教授

ありがとうございました。

今、お二人から一般の方々に積極的
に参加していただくためにどうしたら
よいかについてご意見をいただいたわ
けですが、法曹三者の側としては、国
民の積極的な参加を確保するために、
これまでどのような取組を行ってきた
のか、そして、今後、どのような取組
を行っていこうと考えているかについ
てお話しいただけますでしょうか。

○伊藤代行

裁判員制度が意義のある制度だとい
うことは、経験者のほとんどの方が認
めてくださっているわけですので、そ
ういう声を、裁判員候補者を送り出す
可能性のある企業や団体の方々を含め
広く社会に知っていただくことが重要
だろうと思っています。

東京地裁では、一般的な広報活動に
加えて、企業や団体に裁判官を派遣し
て制度の意義についてお話をし、制度
への協力をお願いする、そのような活
動を積極的に展開しているところです。

裁判員経験者の御協力を得られる場
合には、裁判官が、裁判員経験者の方

うふうに思いますが、そのためには、やはり先ほど来、繰り返してお話をさせていただいておりますが、本当に必要な争点に限り、必要な証拠に限って審理を行う、絞り込んで行うということが必要であると思います。もちろん、事案の内容によりましては審理期間が相当長期になる場合もあるわけですが、争点が不必要に多岐に渡ったりすることがないように、公判担当検事としては、争点の整理あるいは証拠の整理にこれからも努力していきたいと思っております。

○宮村弁護士

裁判員裁判に御参加いただく裁判員の方や、それを送り出す会社の方々に御負担をおかけすること自体は、否定できないことだと思います。やはり負担であっても参加しようと思っております。また、裁判員裁判の必要性や意義をしっかりと私たちが発信していくことが必要だと思っております。今、お二方からお話がありましたように、広報や法教育への取組が重要であることには全く同感です。現に様々な取組をしてみました。私自身も、事務所の顧問先

から裁判員裁判について話す機会をいただいたことがあり、非常に貴重な機会だと考えて、弁護人の立場から裁判員裁判の意義についての話をしました。

先ほどのお話の中で、選ばれていない方の認識が薄くて、自分たちとは別の世界というように考えられがちだという御指摘がありました。まさに私もそのように感じており、そこをどのようにうまく説明するかが課題であると感じています。私たちが弁護人として依頼者の方と接していると、普通の日常生活を送っていた方がある日、痴漢事件であるとか交通事故であるとかさまざまなことで突然、被疑者、被告人になるのが実態です。より良い刑事裁判を実現するための制度は、これは決して遠い世界の話ではなくて、私たち市民みんなで考えるべきことだと、そのように話をさせていただいております。裁判員制度ができた直後は、私自身もいろいろな広報活動の場に顔を出していたのですが、これからも裁判員裁判の担い手である裁判員の方は日々生まれてくるわけですから、広報活動は今後も続けていかなければいけないと考

えています。

○川出教授

ありがとうございました。

それでは時間となりましたので、最後に、お一人ずつ、ここまでの意見交換を踏まえて、制度の将来の担い手である、今後裁判員となる方々へのメッセージをお願いできればと思います。

○伊藤代行

今日、経験者のお二人に話していただいたことをぜひ多くの方に知っていただきたいと思っています。裁判員を務めることは負担かもしれませんが、経験された方の96%は良い経験だったと言っていると思います。必ず何か得られるものがあるのではないかと思います。もちろん、皆さん、お忙しいのは理解しています。どうしても参加できない事情があれば、辞退の申出もできます。辞退の申出があった場合には、その方のご事情を十分考慮した上で判断していますので、裁判員制度なんて関係ないから返事もしないということではなく、とりあえず選任期日には行ってみる、あるいは届いた書面にはお返事をいただくと、これだけは

ぜひお願いしたいと思っております。

○和田部長

刑事裁判に関与する、また、刑を決めるということについて非常に負担に思ったり、躊躇を感じられている方が、実際に裁判員裁判を経験されるまでは、そういう方が、多いのではないかと思います。先ほどちょっとそういうお話があったかと思います。

ただ、先ほど来、出ておりますとおり、実際に裁判員として裁判に関与された方の非常に多くの方が、参加してよかったという感想をお持ちです。

今後、裁判員になる可能性がある皆様も、裁判員候補者に選ばれましたら、少しでも多くの方が裁判所にお越しいただいて、裁判員として裁判に参加していただければというふうに思っております。検察官としても、多くの方に積極的に裁判員裁判に参加していただけるように、先ほど来出ている広報活動を積極的に行うことはもちろん、裁判員の方々に少しでも分かりやすいと思っただけの主張立証を行うよう努め、経験者の方には、裁判員裁判に関与した御経験をさらに周囲の方々に

お話しいただくということを実現していければと思っているところでございます。

○宮村弁護士

まずは、私たちも弁護活動の充実に向けて今後も研さんに努めていきます。

その上で、刑事裁判にさまざまな知識、経験、そして常識を反映させることがより良い裁判につながるかと思っておりますので、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいです。今日、最初に社長に御報告されたときに、頑張ってこいというお言葉があったというお話がありました。周囲の方々もより良い刑事裁判の実現に協力するために、参加しようとする方に頑張ってこいと、こういうふうに声をかけていただきたいと期待したいと思います。

○経験者A

裁判員裁判に参加するというのは、我々にとっては非常に非日常のことです。日々の生活では、仕事の中で直感的に物事を考えたり、あるときには感情的に判断したりとかいろんなことがあります。

しかし、今回、事件を通して物事を

真剣に考えて、一番最良の結論は何かということをもみんなで評議する中で、一番いいものを模索して答えを出していくということは、本当に真剣勝負の経験でした。これは人間形成の部分でも一助になるのではないかと感じましたし、非常に良い経験ができました。何度も選ばれるものでもないと思えますし、自分のチャンスと捉えたほうが良いと思っています。

私は、自分の経験をできるだけいろいろな方々に示していきたいと思えますし、またこういう経験をすると、私は裁判員という立場で裁判官の隣に座らせていただいたのですが、被告の側には絶対座りたくないなと感じました。

そういうふうを感じるのとは何か当たり前のような感情だと思えます。やはり裁かれる立場にはなってはいけない。裁判員制度に携わった人間というのは、そちらの側の人間にならないのではないかと希望もあり、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思っております。

○経験者B

今、おっしゃったチャンスという言葉

葉はすごくいいなと思いました。私もそういうふうにしてきて、やはり相手の立場に立って物事を考えるという難しさがあったり、大切さというものを実生活していく中で感じてはいるんですけども、改めて大切だということを感じられたと思いましたし、自分自身の人生を見つめ直す良い経験になったというふうに思いました。

それこそ怖いのですとか、よく分からない、不安という先入観はどうしてもあると思うんですけども、そういったものにとらわれず、まずはやってみるということがやはり大事だというふうに思います。妊婦の私でも参加できましたので、誰にでも参加できますし、周りのサポートというのはとても充実しています。会社でもそういう制度、意外ときっちりとしているということも今回、私も参加してみて分かりました。ですので、積極的に皆さん、日本のために、自分のために参加していただきたいというふうに思っています。

○川出教授

裁判員制度、まだまだ発展途上ですので、制度の将来の担い手である、今

後裁判員となる方々のためにも、法曹三者は裁判員を務めていただいた方々とともに積み重ねてきたこの10年の貴重な経験から学ぶとともに、関係団体ともしっかりと連携して制度運営に当たっていく必要があると感じました。それによって、裁判員制度は、これからも国民の方が幅広く安心して参加していただける制度になり、社会を支える基盤として根付いていくものとなるように思います。

このことを確認しまして、このパネルディスカッションを終えることとしたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○司会（遠藤）

川出先生、そしてパネリストの皆さん、どうもありがとうございました。

○司会（和田）

それでは、本日のシンポジウムはこれで終了となります。

本日は誠にありがとうございました。